

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

(憲法判断にあたって原告らの個別事情を踏まえるべきこと)

2023(令和5)年5月25日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北 條 友里恵

第1 はじめに

昨年11月、本訴訟同種事件である「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟の判決が下されました(以下「東京一次訴訟判決」といいます。)。東京一次訴訟判決は、婚姻の本質たる共同生活の実態に関し法律上同性同士のカップルと法律上異性同士のカップルとの間で差異はないことを認めました。

また、現行法が定める婚姻制度から排斥され、婚姻による家族としての法的保護と社会的公証を受けることができないという不利益を受けている法律上同性のカップルの現状について、東京一次訴訟判決は「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威・障害であり、個人の尊厳に照らして合理的理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある。」と判示しました。

東京一次訴訟判決は、同種事件当事者らが勇気をもって作成・陳述

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

した個別事情書面、本人尋問の供述、陳述書、意見陳述などに裁判所が真摯に向き合い、当事者らの生活の実態と深刻な不利益を受けている事実を正確に踏まえて下された重い判断です。

本訴訟においても、原告らの個別事情に真摯に向き合った上で、人権の最後の砦としての矜持をもった憲法判断がなされなければなりません。

第2 裁判所に求める姿勢

今回提出した陳述書では、原告らが自らの性的指向・性自認に気づくまでの過程と気づいてから歩んできた人生、パートナーとの生活や家族との関係性が語られています。原告らのパートナーとの共同生活の実態は、法律上異性同士のカップルの共同生活の実態となんら差異はありません。

しかし、実態に差異はないにもかかわらず、法律上同性同士のカップルは合理的理由なく婚姻制度から排斥され、婚姻による家族としての法的保護と社会的公証を受けることができないという不利益が生じています。

そして、原告らの陳述書からも明らかなおり、これらの不利益が数多く積み重なり、性的少数者らの人生のあらゆる場面での障壁となっています。

先日、街中で「LGBTなんて、そんなことより国会で検討すべきことがある。」と演説している人を見ました。

しかし、過去も、現在も、そして将来も社会にいる原告らをはじめとした性的少数者らが、それぞれの人生の中で直面している不利益は、「そんなこと」と軽んじられるようなものでは決してありません。

過去から現在に至るまでの間に、原告らをはじめとした性的少数者

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

らが数多くの積み重なった不利益にさらされ続けていること、そして、現状のままでは将来にも不利益が続くという事実、陳述書や今後の尋問で語られる原告らの人生を通じて、裁判所には真摯に向き合っています。いただきたく思います。

以上